

社会福祉法人五輪坂秋峰会費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、理事、評議員、監事および評議員選任・解任委員、第三者委員（以下「役員等」という。）に対して支給する費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償の支給)

第2条 法人と委任関係にある役員等が法人および法人が経営する事業所の業務（会議、研修会を含む。以下、「法人業務等」という。）に従事したときは、その実態に応じて費用弁償を行う。ただし、常勤職員が理事を兼ねる場合においては費用弁償を支給しない。

(費用弁償の種類)

第3条 費用弁償は交通費のみとし、自宅から開催場所までの距離に応じて別表1により支給する。

2 理事会・評議員会、評議員・選任解任委員会への出席の報酬については、別途役員及び評議員の報酬等に関する規程により支給するものとする。

別表1

移動距離		金額
片道	19 Km 未満	500円
片道	20 Km 以上 ～ 49 Km 未満	1,000円
片道	50 Km 以上 ～ 79 Km 未満	2,500円
片道	80 Km 以上 ～ 109 Km 未満	3,500円

(在勤地外の勤務)

第4条 在勤地外における会議若しくは研修については、旅費を支給する。

2 旅費の種類及び支給方法は職員の例のとおりとする。

(実施規定)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長の定めるところによる。

付 則

この規程は、平成16年 3月17日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 5月24日から施行する。

この規程は、令和 3年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 8月 1日から施行する。